

7 ID及びパスワードが不正利用された場合における免責規定の適否

前田 竣

片岡総合法律事務所 弁護士

【判決①】 東京地判平31・1・25 平29（ワ）22870号 預託金返還等請求事件 判時2436号68頁

【判決②】 東京地判令2・3・2 平30（ワ）38172号 仮想通貨権利移転手続等請求事件 金判1598号42頁

〔判決①〕

●——事実の概要

被告Yは、暗号資産であるビットコイン（以下「BTC」という。）の販売、買取り及び取引所の運営を主な事業として行う事業者である。原告Xは、Yが運営するウェブサイト上にBTCの取引用アカウント（以下「本件口座」という。）を開設し、BTCの売買、被告に預託している金銭の出金等の取引を行っていたところ、何者かが約1時間の間に、Xに無断で、本件口座において、XがYに預託していた金銭をBTCと交換し（以下「本件交換」という。）、Xの不知しなBTCアドレスに送付した（以下「本件引出し」という。また、本件交換と本件引出しを総称して「本件取引①」という。）。

なお、YにおけるBTCの取引には、Yから提供されたID及びPWを入力してYのウェブサイトログインして行う方法（以下「ログイン取引」という。）と、Yがウェブページ上で公開しているAPIを参照してユーザー自らが取引の自動化等を実現するアプリケーションを開発し、これを用いて行う方法（以下

「API取引」という。）がある。API取引を行うユーザーに対しては、上記ID及びPWとは別の符号（APIキー及びAPIシークレット（以下「APIキー等」という。））が付与される。

本件取引①は、いずれもXのAPIキー等が用いられて行われたものであった。

以上の前提の下、Xは、一次的に、本件取引①が無効であるとして、X・Y間の金銭消費寄託契約に基づき、本件交換がされる前の時点におけるXの預託金4545万4702円及びこれに対する遅延損害金の支払を求めた。

（第2次請求及び第3次請求については判決①の原文に当たられたい。）

なお、本件取引①に関しては、利用規約上、以下の規定（以下「本件免責規定①」という。）が定められていた。

パスワード又はユーザーIDの管理不十分、使用上の過誤、第三者の使用等による損害の責任は登録ユーザーが負うものとし、当社は一切の責任を負いません。

●——判旨

請求棄却

争点 (1) (本件契約の性質 (消費寄託契約の成否)) について

判決①は、Yによる金銭の保管は、Xが希望する日時に即時にBTCの売買を行えるようにするというニーズを踏まえてサービスの一環として行われるものであると認定した上、「ユーザーは、被告に対し、ビットコインの売買に使用されていない金銭の返還をいつでも求めることができるが、一旦ビットコインの売買に使用された金銭についてはその返還を求めることができない」「本件契約において、被告が、原告に対し、一旦ビットコインの売買に使用された金銭も含めてその返還義務を負っているとは認められないから、原告が被告に預託した金銭と同種、同品質、同量の返還を前提としているとはいえない。したがって、本件契約が消費寄託契約の性質を有するということはできない。」としてXの第1次請求を退けつつ、「もっとも、本件契約において、原告が被告に対し一旦ビットコインの売買に使用された金銭についてその返還を求めることができないのは、ビットコインの売買に使用することが原告の意思に基づくものである場合に限られ、その意思に基づかない場合には、その返還を求めると解される。そして、第1次請求に関する原告の主張は、この趣旨を含むものと解される。」として、第1次請求との関係でも本旨弁済の抗弁の成否 (争点 (3))、被告における債務不履行及び不法行為の成否 (争点 (2))、並びに免責規定の適用の可否及び効力の有無 (争点 (4)) について引き続き検討するとした。

争点 (3) (本旨弁済) について

判決①は、利用規約上、APIキー等に基づく取引がなされたときに本旨弁済とみなす旨

の規定がないことから、本件取引①にXのAPIキー等が用いられたことのみでは本旨弁済の抗弁は認められなかった。また「①本件引出しのうち二つの出コイン (筆者注: Yに預けているBTCを引き出すこと。)を除くその余の出コインの指示は、プレイグラウンド (筆者注: Yがホームページ上で提供しているAPIをテストする画面。) 上で行われており、原告の指示に係る出コインが、これまでプレイグラウンド上で行われたことはなかったこと、②本件引出しのうち上記①の二つの出コインの指示は、原告のウェブサイトアクセス元として行われたものではなかったこと、③原告が本件引出しより前には出コインを3回しか行っていないのに対し、本件引出しは、原告の預託金のほとんどを交換した後のビットコインの全額について出コインを行うものであり、これまでの原告のビットコインの取引の態様とは整合しない取引であること」を総合考慮した結果、本件引出しがXに無断で行われたとするXの証言の信用性は否定し難いとし、本件引出しを実行するための前提として行われた本件交換についても同様とした。

争点 (2) (債務不履行及び不法行為の成否) 及び争点 (4) (免責規定の適用の可否及び効力の有無) について

判決①は、本件免責規定①による免責の抗弁を、Xの第1次請求に対する抗弁として位置づけた上で、Yが本件取引①の当時、信義則上、利用者財産の保護のために十分なセキュリティを構築する義務を負っていたと解されることを前提に、最二判平5・7・19 (集民169号255頁。以下「平成5年判決」という。) の枠組みに従って、「被告において、当該APIキー及びAPIシークレットの管理や、当該ユ

ユーザーID及びPWの管理が不十分であったなど、上記義務に違反していると認められる特段の事情がある場合には、本件免責規定は適用されないと解される。」としてYによるセキュリティ構築義務違反を、上記免責の抗弁に対する再抗弁として位置づけた。

その上で、API取引が通常のログイン取引に比して、複雑な取引条件を設定したり、大量又は自動的な取引をすることを希望するユーザー向けに設置されたサービスであるという性質を踏まえると、Yにおいて、どのような取引をもって異常なものとするかの判断は困難であるとし、異常取引の検知義務違反を否定し、また、本件取引①当時の暗号資産業界の取引慣行に照らすと、API利用時に当然に二段階認証を通常設定とし、積極的に推奨する義務がYに課されていたとは認定できない等と判示し、Yにおけるセキュリティ構築義務違反を否定し、Yの免責を認めた。

[判決②]

●——事案の概要

判決②の被告Yは、判決①と同一の事業者である。判決②は、Yとの間で暗号資産取引に関するサービスに係る基本契約（以下「本件基本契約」という。）を締結し、アカウント（以下「本件アカウント」という。）を開設していた原告Xが、本件アカウントに第三者による不正アクセスを受けた結果、BTCの購入等及び外部送付（以下「本件取引②」という。）がなされたものである。Xは、本件取引②の効果はXには及ばないことを根拠として、本件基本契約に基づき、当該不正送

付されたBTCについてXへの権利移転手続を実行すること等を求めた。なお、本件取引②に係る利用規約においても、本件免責規定①と同様の免責規定（以下「本件免責規定②」という。）が定められていた。

（原告の請求は多岐にわたるが、その他の請求については判決②の原文に当たられたい。）

●——判旨

判決②は、本件取引②が行われた原因は、Xによる本件アカウントに係るPW管理が不十分であったことにあるとして、本件免責規定②の適用を認めつつ、Yのセキュリティ構築義務違反を理由に本件免責規定②の適用を否定するXの主張についても、Yにおけるセキュリティ構築義務違反は認められないとしてXの請求を排斥した。

●——研究

1 はじめに

判決①も判決②も、暗号資産交換業に係るアカウント型サービスにおいて、利用者のID及びPWが第三者に利用された場合において、サービス提供者の責任を免除する免責規定の適用の有無が争われた事案である。キャッシュレス決済においても特にEC利用等の場面で、同種の事案が起り得る。本稿においては、判決①及び判決②の研究を通じて、ID及びPW型の取引における免責規定の有効性について検討する。

なお、判決①においては、Xによる金銭消費寄託契約が成立するとの主張、判決②においては、XによるBTCを目的物とする寄託契

約が成立するとの主張がなされ、いずれも排斥されている。キャッシュレス決済サービスにもよく見られるが、利用規約中では提供するサービスに係る法律構成を必ずしも明確化していないケースがある。これらの契約は、複数の典型契約の要素が複合した無名契約であると解するのが適切であるケースも多いように思われるが、訴訟上の主張として明確な理論構成をするために、当該契約に含まれる典型契約の要素を分析しようとする場合、実態として何契約としての要素を有していると解するのが適切かが一義的には明らかにならないことがある。本件両判決は、このような利用規約に基づき提供されているサービスの法的性質を確定することの難しさを端的に表すものとして評価することも可能である。本件両判決を踏まえ、事業者としては利用規約を作成する時点から、自社サービスの法的性質を整理しておくことの重要性を再確認されたい。

2 利用規約に基づく法的主張の構成

判決①では、Xは第1次請求として金銭消費寄託契約に基づく寄託物返還請求を主張した。その請求原因事実は、(あ) XY間での金銭の保管合意及び(い) Yによる金銭の受領であるところ、裁判所はYによる金銭の保管は、ユーザーの希望する日時に即時にBTCの売買を行えるようにするというユーザーのニーズを踏まえて、サービスの一環として行われるものであることを理由に、Yが一旦BTCの売買のために使用した金銭について、これをXに返還する義務は負わないとして、XY間における保管合意の成立を否定し、Xの第1次請求を排斥した。

この点、「Yが一旦ビットコインの売買の

ために使用した金銭について」の返還義務がないことを理由に保管合意を否定しているのは、請求原因の認定の段階で本旨弁済の抗弁の要素を先取りした判断をしているようにも思われる。判決①では、「原告が被告に対し一旦ビットコインの売買に使用された金銭についてその返還を求めることができないのは、ビットコインの売買に使用することが原告の意思に基づくものである場合に限られ、…第1次請求に関する原告の主張は、この趣旨を含むものと解される。」として、第1次請求との関係においても、争点(2)から(4)について検討していることから、結論としての妥当性に影響はないと思われるが、かかる判示では、請求原因の捉え方が不明確となるように思われる。

上記判示を踏まえると、Xとしては、第1次請求を準委任契約の解除に基づく前払費用の返還請求として法律構成した方が、裁判所が判示した理屈とも噛み合う主張となったのではなかろうか。この場合、(あ) XがYにBTCの購入事務を委託しYがこれを受託したこと、(い) Xが当該事務に係る費用としてYに金銭の前払をしたこと、及び(う) XY間の準委任契約の終了が請求原因事実となり、(か) YがXから預かった金銭を用いてBTCを購入したこと、及び(き) 当該購入がXの意思に基づくことが本旨弁済の抗弁を構成することとなり、請求原因と抗弁のそれぞれで主張立証すべき対象が上記の消費寄託構成の場合よりも明快に整理される(なお、判決①では、Xが「本件取引①が無効であるとして」X・Y間の金銭消費寄託契約に基づき預託金の返還請求をすとしており、請求原因の時点で本件取引①の有効・無効を先取りした点が理論

的な整理を複雑化させる一因となった可能性も否定できない。)

いずれにせよ、審理の充実化を図る観点からは、当事者は利用規約に規定されている形式的な取引構造（事象面）のみならず、利用規約に基づき提供されるサービスの目的（本件においては、Yが金銭の預託を受けるのは、それを保管すること自体を目的としたものではなく、サービス利用者からのBTCの購入指図等の依頼を迅速に実行するための準備金を受け入れる趣旨によるものであること）を理論的に分析したうえで自身の主張に係る法律構成を考える必要がある。本件に関しては、裁判所としても釈明権行使により交通整理を図る余地もあったように思われる。

3 ID・PWの利用と本人の意思

判決①では、本件取引①につき、本旨弁済の抗弁が認められるかが争点となった（争点(3)）。本旨弁済の抗弁の当否は、本件取引①がXの意思に基づくものであったかどうかの判断によるところ、XのAPIキー等が用いられたという事実が特に問題となる。

判決①は、利用規約中にAPIキー等に基づく取引がなされた場合に本旨弁済とみなす規定がないことから、XのAPIキー等が利用されたことのみをもって本旨弁済の抗弁を認めることはできずとしつつ、大要、以下のような事実認定を基礎として、他の事情を踏まえても本件取引①がXの意思に基づいて行われたものであると認定することはできずとした。

すなわち、(ア)原告が過去に3回しか出コインをしたことがないのに対し、本件引出しが、短時間の間に原告の預託金のほとんどを交換した後のBTCの全額について出コイ

ンを行ったものであること（イ）本件引出しのうち、2回を除いては、Xがこれまでに利用したことのないチャンネル（判決①にいう「ブレイグラウンド」）を用いて行われていたこと、(ウ)本件取引①にはAPIキー等の利用が必要であることを根拠として、本件交換はX以外の何者かがXのAPIキー等を用いて行ったことが認められるとし、本件交換が本件引出しの前提行為であることを踏まえると、本件引出しもX以外の何者かがXのAPIキー等を用いて行ったことが認められるとした。

かかる判示を踏まえると、キャッシュレス決済事業者においてもアカウント型サービスにおいて利用者に対し付与されたID及びPWが正確に入力されたとしても、そのことを理由に利用者本人の意思に基づくサービス利用であることが十分に推定されるわけではないことを意識し、免責規定の適切な整備と、その適用が認められるために各社が採るべき対応についての検討・分析、及び当該検討・分析結果を平時から実務に反映させること（体制整備）が重要となると考えられる。

4 免責規定の適否

(1) 免責規定の整備

本件取引①は、第三者によりXのAPIキー等が不正利用された事案であるが、本件免責規定①は、「PW又はユーザーID」が第三者により利用された場合を対象とした規定であり、明示的にAPIキー等について定めたものではない。しかしながら、判決①では、(ア)本件免責規定①の「ユーザーID」及び「PW」について利用規約中に定義付けがされていないこと、(イ)APIキー等は、API取引において、Yのウェブページ上のアカウント内の情報に直接アクセスするためにユーザーID

及びPWに相当するものとしてユーザーごとに配布されるものであること、(ウ) API取引は、ユーザー固有のプログラムを使用する関係上、通常のアカウント取引に比べてリスクを生じさせると考えられることを総合考慮して、本件免責規定①の「ユーザーID」及び「PW」には、APIキー等が含まれると解するのが当事者の合理的意思に合致するというべきであるとした。

これは、免責規定の適用に関し、形式的な文言のみでその当否を判断するのではなく、合理的な解釈と認められる範囲で適用の余地を広げつつ、実際に免責規定の適用が認められるかについては後述する平成5年判決の判断枠組みに従った実質面の検討を尽くして判断することとしたものと評価でき、適切である。もっとも、上記(ア)のとおり、本件免責規定①の「ユーザーID」及び「PW」について利用規約中に定義付けがされていないことを要件として挙げていることに照らすと、仮に利用規約中に「ユーザーID」及び「PW」が明示的に定義されており、そこにAPIキー等が含まれていなかったとすると、そのことをもってAPIキー等を用いた取引に係る免責規定の適用が否定された可能性もある。したがって、取引の形態ごとに複数のIDやPWを使い分けているケースにおいては(例えば実店舗での決済とECでの決済でそれぞれ使用する暗証番号・PW等が別々に設定されているケース等)、すべてのID及びPW等について免責規定でカバーできているかを確認しておくことが重要となる。

(2) 利用者の帰責性

判決①は、本件取引①の実施に際してXのAPIキー等が用いられたという事実が認めら

れるとしても、YにおいてAPIキー等の管理が不十分であったなど、信義則上、Yが利用者財産の保護のために負う、十分なセキュリティを構築する義務に違反していると認められる特段の事情がある場合には、本件免責規定①は適用されないとして平成5年判決の枠組みを踏襲した判断を行っている。

これに対し、判決②は、本件免責規定②の適用の前提として、XがYによる警告にも関わらず初期設定のPWの変更を行わず、また二段階認証に用いられるPWについても使い回しを行っていたこと等のXにおけるPW管理に係る過失を認定したうえで、これに付け加える形で、Yにおいてセキュリティ構築義務が尽くされていたことの認定をし、本件免責規定②の適用を認めた。

このように判決①と判決②ではXの過失への言及の有無で差分が存在するが、免責規定の適用を認めるかの判断に際して、Xの過失(帰責性)を独立の要件として位置づけるべきであろうか。

この点、暗号資産のように短時間で価格変動が生じることが想定される資産に係る取引について委託を受け、その取引原資の受託までしているケースにおいては、サービス提供事業者としては、その取引の趣旨に照らして、基本契約に基づき利用者の指図に従って適時にサービス提供(受託した財産を用いた暗号資産の売買)をすべき義務を負っていると解され、基本契約の趣旨に照らして指図を受けたタイミングで義務履行をすることが強く求められる点で、民法478条(受領権者としての外観を有する者に対する弁済)の場合(弁済期に弁済をすることが法律上義務付けられている場合)と利益状況を共通するものであ

ると考える。

したがって、債権法改正の議論の際に民法478条の要件として債権者の帰責事由を独立の要件としなかったのと同様に、暗号資産交換業における免責規定の適用の有無を検討するに際しても、利用者側の帰責事由については、これを独立の要件として求めるのは適当ではないと考える。

他方、クレジットカードやデビットカードのような決済手段に関しては、正確な情報が入力されていることが確認された場合にも関わらず、サービス提供者がその利用を直ちに承諾せず、本人性の確認のために一定の時間を要したとしても、そのことによってサービス利用者の具体的な損害の発生に直結することが取引構造上、当然に想定されるものではない。また、サービス利用者としても代替的な決済手段を用いることによる不利益の回避が容易になし得ることを踏まえると、サービス提供者がサービス利用者に対して負う義務の程度を、弁済（民法478条）の場面と同視して同様の理論的整理（利用者の過失を要件としないという判断）をあてはめることができるかについては議論の余地があり得るように思われる。

したがって、この点に関しては、サービス利用者がサービス提供者に対して委任している事務に係る指図の時限的な拘束力の強さを重要な考慮要素としつつ、サービスの本旨をも考慮した検討を行うことが重要となると考える。

(3) セキュリティ構築義務の判断基準

セキュリティ構築義務が尽くされていたか否かを判断するに際して、判決①は、Yにおける異常取引の検知義務については、API取

引の特性（複雑な取引条件を設定したり、大量又は自動的な取引を希望するユーザー向けの取引であること等）を踏まえ、何をもって異常な取引と判断するかを確定することは困難であるとして当該義務違反を否定した。また、本件取引①当時における暗号資産業界における一般的な基準に照らして判断するとAPI利用時に二段階認証を通常の設定とし、これを積極的に推奨する義務を負っていたともいえないとし、Yにおけるセキュリティ構築義務違反は認められないとした。

この点、何をもって事件当時における当該業界の一般的な基準と解すべきかについては評価が難しいところである。セキュリティの構築に関しては、サービス毎に各省庁又は各業界団体等がガイドライン等を定めているケースがあるが、これらは健全な市場を形成するという目的を見据えつつ設けられたものである場合もあり、これを遵守しているか否かを、個別の紛争事案における当事者間の損失分担を決する基準にそのまま流用することは必ずしも適切ではない場合もあると思われる。

そこで、基本的には、免責規定（帰責規定）の適用の有無を判断するために、セキュリティ構築義務違反の有無を考えるに当たっては、検討対象となる取引に関し、現に業界的に取り組まれているプラクティスに係る慎重な検討を行うことがなお重要であると考ええる。

[参考判例・文献]

最三判平成15・4・8民集第57巻4号337頁 法制審議会民法（債権関係）部会 部会資料39「民法（債権関係）の改正に関する論点の検討（11）」13頁